

遠田商工会では、通年での職員の軽装化を実施します

－気候等に合わせた働きやすい服装による勤務を通年で実施－

本会ではこれまで夏季(令和5年5月1日(月)～9月30日(土))における軽装、いわゆる「クールビズ」を実施してまいりましたが、環境省では、令和3年度からクールビズ及びウォームビズ期間を一律に呼びかけることをやめ、気候等にあわせて各人が判断することとし、通年で働きやすい服装での勤務を推奨しているところです。

今後は、気候や執務環境など個々の事情に応じて、快適で働きやすい職場づくりの一層の推進のため、軽装勤務を通年で実施することとしました。

職員一人ひとりが、接するお客様に好印象を与える「フレッシュサービス」の精神を欠かさないことを前提に、職務内容等に応じた快適で働きやすい服装で職務に臨むことで、業務能率の向上を図り、会員サービスの充実に繋げていきます。

取組内容

通年でノーネクタイ、ノージャケット等を含む軽装勤務を実施します。

- ①夏季期間は半袖シャツ、開襟シャツ等の清涼感のある服装で勤務を行います。
- ②冬季期間はニットウェアの重ね着等で勤務を行います。

留意事項

- ①TPOをわきまえるとともに、節度ある服装を心掛け、会員の皆様に不快感や違和感を与えることのないよう、商工会職員として品位を失わない節度ある服装とします。
- ②各種儀式や会議等への出席等、社会通念上必要とされる場においては、ネクタイやジャケットを着用します。

開始日 令和5年10月1日(日)